

# 一管区水路通報第32号

令和5年8月18日

第一管区海上保安本部

第445項	北海道南岸	木古内湾	灯標一時撤去(期間変更)
第446項	北海道南岸	大鼻岬付近	無線中継所撤去
第447項	北海道南岸	函館港付近	無線塔について
第448項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第449項	北海道南岸	襟裳岬北東方～納沙布岬南方	海洋調査
第450項	北海道南岸	十勝港北東方	海上訓練
第451項	北海道南岸	釧路港	防波堤改修工事
第452項	北海道西岸	天塩港南方	水路測量
第453項	北海道西岸	留萌港西方	照明弾発射訓練
第454項	北海道西岸	雄冬岬南方	海洋調査
第455項	北海道西岸	石狩湾港北方	観測機器撤去
第456項	北海道西岸	石狩湾港付近	ボーリング作業(期間変更)
第457項	北海道西岸	石狩湾港及び付近	観測機器設置
第458項	北海道西岸	石狩湾港	風車設置作業(期間変更)
第459項	北海道西岸	小樽港付近	ヨットレース
第460項	北海道西岸	弁慶岬付近～江差港南方	水路測量(期間変更)
第461項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	救難訓練
第462項	北海道周辺		海洋調査

※一管区水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190



5年445項 北海道南岸 — 木古内湾 灯標一時撤去（期間変更）

一管区水路通報5年25号306項削除

下記位置の灯標は点検整備のため一時撤去されている。

期 間 令和5年8月30日まで

名 称 (1)北電知内発電第1号灯標

(2)北電知内発電第2号灯標

位 置 (1)41-35.0N 140-26.5E

(2)41-35.2N 140-26.5E

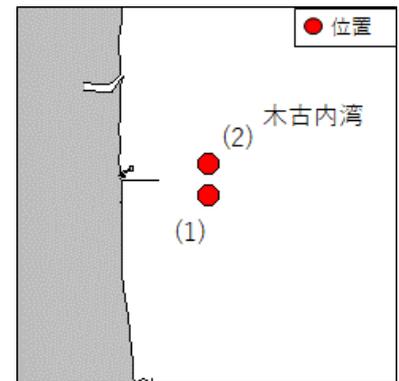
備 考 撤去期間中、上記(1)に緑色灯(4秒に1せん光)付浮標が、  
上記(2)に赤色灯(4秒に1せん光)付浮標が設置される

海 図 W9

参考書誌 (1) 411 0007番

(2) 411 0008番

出 所 第一管区海上保安本部



5年446項 北海道南岸 — 大鼻岬付近 無線中継所撤去

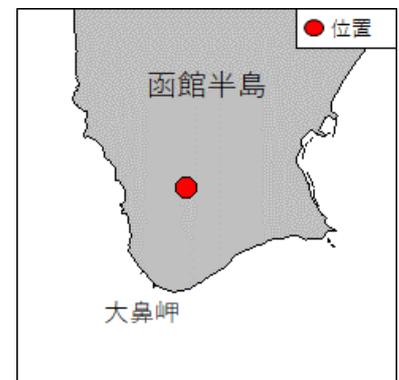
下記位置のJR無線中継所(パラボラ)は撤去されている。

位 置 下記地点

41-44-56.4N 140-42-19.9E

海 図 W6

出 所 第一管区海上保安本部



5年447項 北海道南岸 — 函館港付近 無線塔について

無線塔に付設のパラボラは撤去されている。

位 置 下記地点

41-46.4N 140-44.4E

海 図 W6

出 所 第一管区海上保安本部



5年448項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年9月1日～30日（日曜日及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



5年449項 北海道南岸 — 襟裳岬北東方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和5年8月18日～25日

区 域 下記6地点を結ぶ線上付近

- (1) 42-04.2N 143-37.1E
- (2) 42-14.2N 143-39.8E
- (3) 42-48.0N 144-12.0E
- (4) 42-42.0N 144-35.0E
- (5) 42-44.3N 145-04.6E
- (6) 43-02.3N 145-49.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W34

出 所 釧路水産試験場



5年450項 北海道南岸 — 十勝港北東方 海上訓練

下記区域で、陸上自衛隊による小型船を使用した海上訓練が実施される。

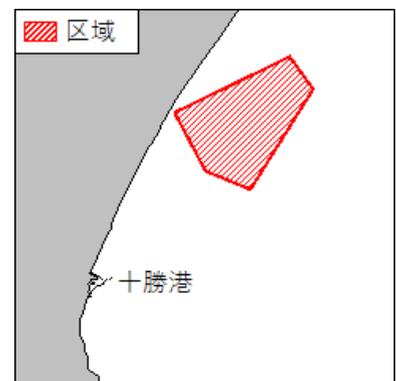
期 間 令和5年8月23日 1000～1200、1300～1600、1800～2000  
(予備日 24日 0800～1100)

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-28-16N 143-26-17E
- (2) 42-31-41N 143-35-45E
- (3) 42-29-42N 143-37-40E
- (4) 42-23-34N 143-32-31E
- (5) 42-24-42N 143-28-50E

海 図 W1032-JP1032

出 所 広尾海上保安署



5年451項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第2区 防波堤改修工事

下記区域で、作業船及び潜水士による防波堤改修工事が実施される。

期 間 令和5年8月21日～11月30日 日出～日没

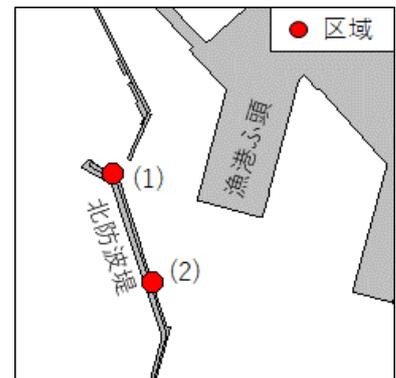
区 域 下記2地点付近

- (1) 42-59-16N 144-21-31E
- (2) 42-59-05N 144-21-37E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



5年452項 北海道西岸 — 天塩港南方 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和5年9月1日～30日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 44-45-20N 141-46-36E (岸線上)

(2) 44-45-17N 141-46-12E

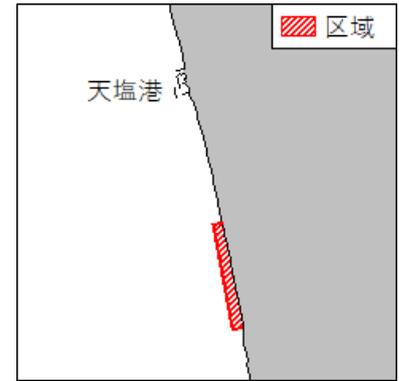
(3) 44-48-17N 141-45-26E

(4) 44-48-20N 141-45-49E (岸線上)

備 考 測量作業中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W1045

出 所 第一管区海上保安本部



5年453項 北海道西岸 — 留萌港西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 日 令和5年8月20日 1300～1600

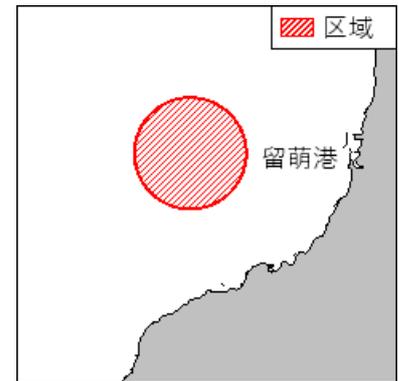
区 域 43-57.5N 141-26.0E

を中心とする半径3海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図 W1045

出 所 留萌海上保安部



5年454項 北海道西岸 — 雄冬岬南方 海洋調査

下記区域で、作業船による海洋調査が実施される。

期 間 令和5年8月21日～12月31日 日出～日没

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-39-08N 141-20-59E (岸線上)

(2) 43-27-16N 141-07-18E

(3) 43-21-16N 141-09-18E

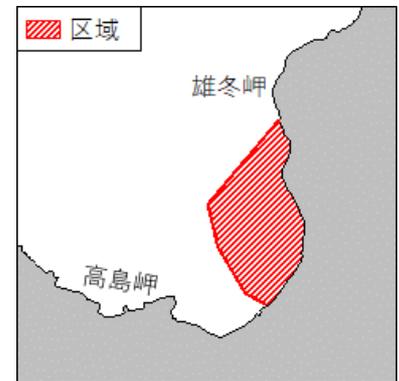
(4) 43-14-48N 141-14-32E

(5) 43-13-17N 141-18-28E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W28-JP28

出 所 石狩湾港長



5年455項 北海道西岸 — 石狩湾港北方 観測機器撤去

一管区水路通報3年27号378項削除

下記位置の、観測機器は撤去された。

位 置 下記地点

43-17-37.0N 141-19-03.2E

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



5年456項 北海道西岸 — 石狩湾港付近 ボーリング作業（期間変更）

一管区水路通報5年24号299項削除

下記位置で、鋼製やぐら設置を伴うボーリング作業が実施されている。

期 間 令和5年9月10日まで

位 置 下記2地点

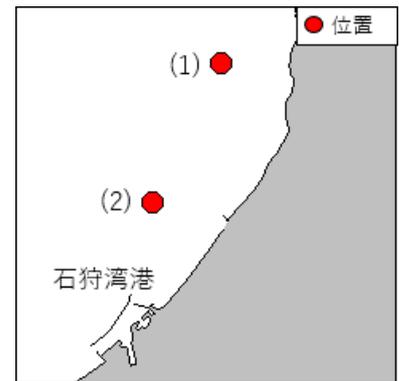
(1) 43-22-19.0N 141-21-58.2E

(2) 43-17-08.2N 141-18-29.2E

備 考 鋼製やぐらは、赤旗及び標識灯（白光、2秒1せん光）で標示

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



5年457項 北海道西岸 — 石狩湾港及び付近 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置される。

期 間 令和5年8月21日～12月31日

位 置 下記5地点

(1) 43-21-22.8N 141-21-45.7E

(2) 43-18-36.6N 141-19-56.6E

(3) 43-13-45.3N 141-17-17.6E

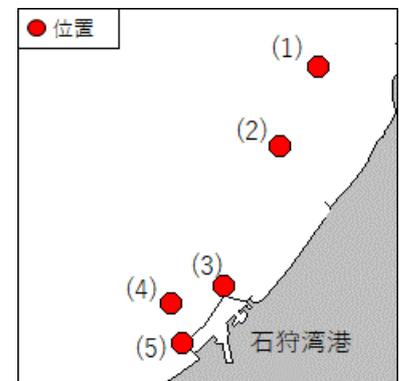
(4) 43-13-08.4N 141-14-47.8E

(5) 43-11-45.4N 141-15-18.3E

備 考 (3)～(5)の設置作業は潜水作業を伴う  
潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚  
観測機器は、赤白旗、レーダー反射器及び  
灯(4秒1せん光)付浮標で標示

海 図 W7-W28-JP28

出 所 石狩湾港長



5年458項 北海道西岸 — 石狩湾港 風車設置作業(期間変更)

一管区水路通報5年17号171項、23号285項関連

一管区水路通報5年26号346項削除

下記区域で、自己昇降式作業台船「BLUE WIND (約28,000t)」等による洋上風車の設置作業が実施されている。

期 間 令和5年9月30日まで 昼夜間とも

区 域 1 下記14地点付近

- (1) 43-11-51.5N 141-14-56.6E
- (2) 43-12-00.8N 141-15-14.0E
- (3) 43-12-10.2N 141-15-31.3E
- (4) 43-12-20.9N 141-15-47.2E
- (5) 43-12-31.5N 141-16-03.2E
- (6) 43-12-43.9N 141-16-16.7E
- (7) 43-12-56.9N 141-16-28.5E
- (8) 43-12-26.3N 141-14-15.6E
- (9) 43-12-36.8N 141-14-30.8E
- (10) 43-12-47.3N 141-14-45.9E
- (11) 43-12-57.8N 141-15-01.1E
- (12) 43-13-08.3N 141-15-16.3E
- (13) 43-13-18.8N 141-15-31.4E
- (14) 43-13-29.3N 141-15-46.6E

2 下記地点付近 (風車搬出区域、夜間台船係留区域)

- (15) 43-11-59N 141-16-52E (西ふ頭西1号岸壁)

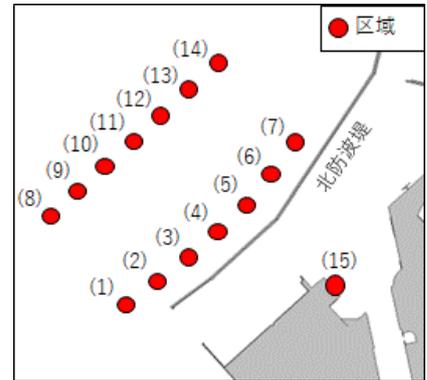
備 考 警戒船配備

作業区域は、黄色灯付浮標で標示

夜間、台船は点灯される

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



5年459項 北海道西岸 — 小樽港付近 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和5年9月3日 1100~1430

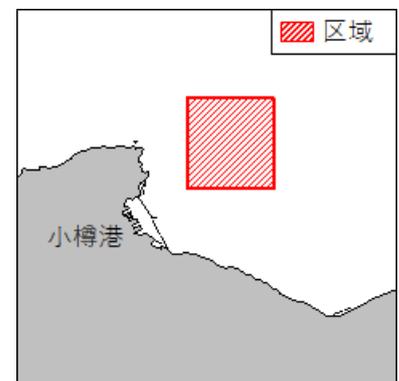
区 域 下記4地点により囲まれる海域

- (1) 43-16N 141-03E
- (2) 43-16N 141-07E
- (3) 43-13N 141-07E
- (4) 43-13N 141-03E

備 考 警戒船2隻配備

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



5年460項 北海道西岸 — 弁慶岬付近～江差港南方 水路測量 (期間変更)

一管区水路通報5年20号227項削除

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和5年8月31日まで 日出～日没

備 考 測量中、白赤白の燕尾旗掲揚  
停船して観測機器を垂下する  
観測機器をえい航する

海 図 W11-JP11

出 所 第一管区海上保安本部



5年461項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

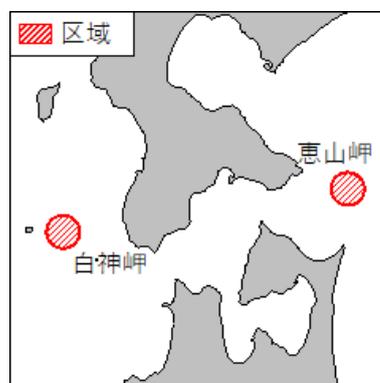
期 間 令和5年9月1日～30日 0830～1715

区 域 1 41-43.0N 141-29.4E  
を中心とする半径5海里の円内  
2 41-30.0N 139-35.0E  
を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

海 図 W10-JP10-W43

出 所 函館航空基地



5年462項 北海道周辺 海洋調査

下記位置で、測量船「昭洋(3,000t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和5年9月4日～18日

位 置 下記10地点

- (1) 44-50-00N 144-00-00E
- (2) 45-20-00N 143-00-00E
- (3) 44-20-00N 140-50-00E
- (4) 43-16-00N 141-13-00E
- (5) 43-30-00N 138-30-00E
- (6) 41-25-00N 137-26-00E
- (7) 42-22-57N 140-30-53E
- (8) 42-14-21N 140-42-35E
- (9) 41-40-00N 141-20-00E
- (10) 41-00-00N 142-30-00E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W3-W1154

出 所 第一管区海上保安本部

